

原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策（まとめ）

広島市長から諮問のあった「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための具体的方策」としての、建築物、工作物及び屋外広告物を対象とする高さ制限等について、以下のとおり取りまとめた。この内容を踏まえて、景観誘導の枠組みの構築を進められたい。

(1) 高さ制限について

ア 視点場及び南北軸

平和記念資料館本館下の視点場は、座標値^(注1) (X, Y, Z) = (-178, 364.302m, 26, 246.794m, 3.312m) である。
南北軸は、この視点場と原爆ドームの円蓋部中央 (座標値 (X, Y) = (-177, 962.655m, 26, 373.868m)) を結ぶ直線である。

イ 高さを制限する範囲の幅

あり方における「目指すべき姿」の範囲を測量した結果として、視点場から南北軸を中心とした17度とすべきである。(図2)

(7) 原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲

視点場から南北軸を中心とした3.1度とすべきである。(図2)

(4) 植栽による遮蔽効果が見込める範囲

上記(7)の部分の左右それぞれ6.95度とすべきである。(図2)

ウ 高さの最高限度

個々の地点における高さの最高限度は、次表の計算式により求めた標高とすべきである。

範囲	高さの基準線の定義式 【H(標高[m]) = 基準線の傾き × L(視点場からの距離[m]) + 視点の標高[m]】	
原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲	$H1 = 0.039390 \times L + 4.812$ [m]	①
植栽による遮蔽効果が見込める範囲	$H2 = 0.051192 \times L + 4.812$ [m]	②

※Lは、視点場から計画地の建築物等の各部分までの距離とし、次式により求める。

$$L = \sqrt{\{(X + 178, 364.302)^2 + (Y - 26, 246.794)^2\}} \text{ [m]}$$

※X、Yは、計画地の建築物等の各部分の座標である。

※「-178, 364.302」は視点場のX座標、「26, 246.794」は視点場のY座標である。

※視点場における視点の高さは1.5mとする。(標高4.812m)

エ 高さを制限する範囲の奥行き

高さを制限する範囲の奥行きは、本市の事例から設定した建築物の高さ(200m)と地盤面の高さとの合計が高さの最高限度を超える次の範囲とすべきである。(図1、図2)

(7) 原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲

視点場から5.2kmまでの範囲

(4) 植栽による遮蔽効果が見込める範囲

東側：視点場から4.5kmまでの範囲

西側：視点場から4.0kmまでの範囲

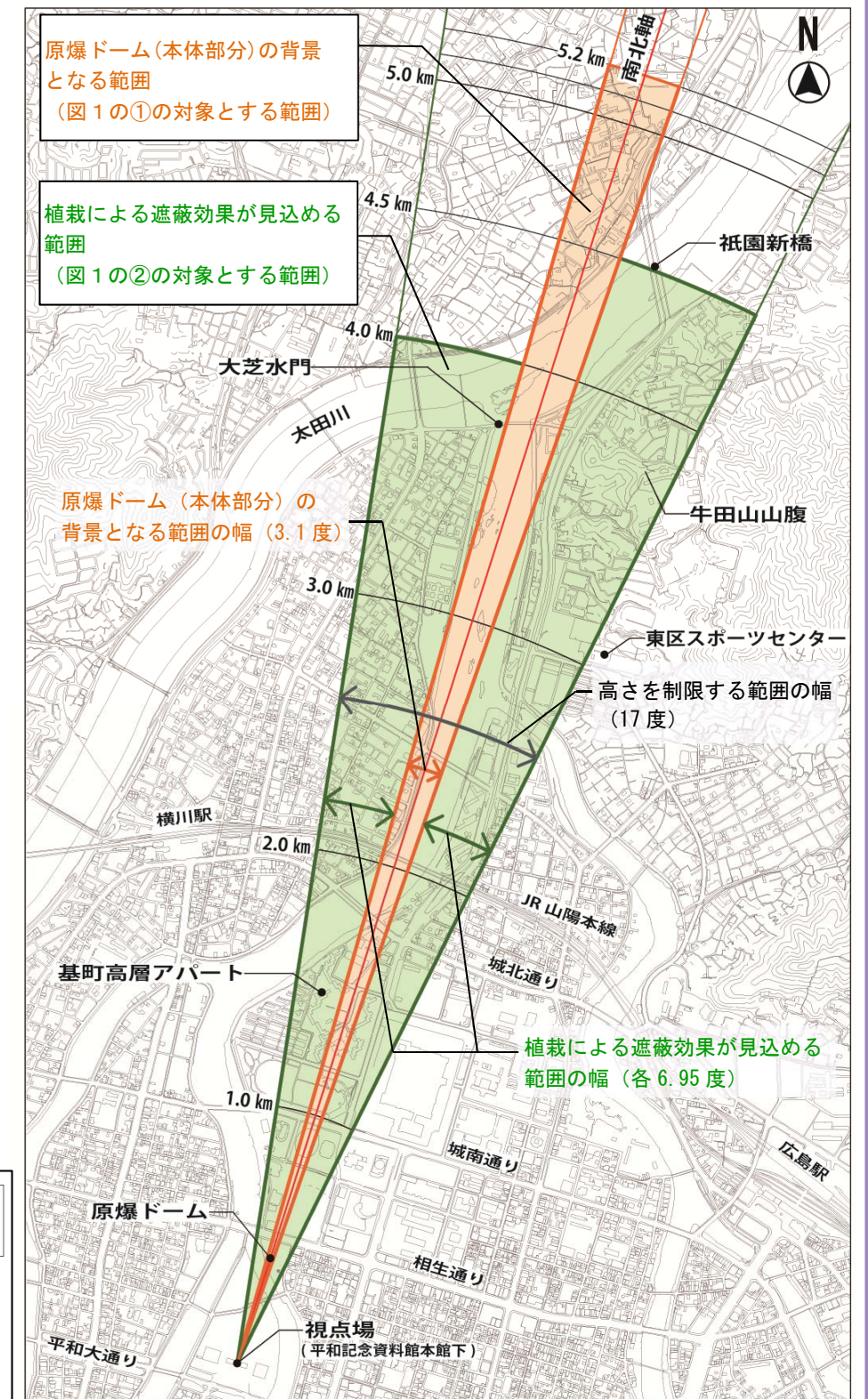


図2 高さを制限する範囲

(注1) 本資料における座標 (X, Y) は、国土交通省が定める平面直角座標系 (第3系) による。標高 (Z) は、東京湾平均海面 (TP) を基準面とする。

《参考》同座標系は島根県隠岐諸島西方を原点とし、南北方向をX軸、東西方向をY軸としている。X、Yの座標は、それぞれ原点からの距離を表す。

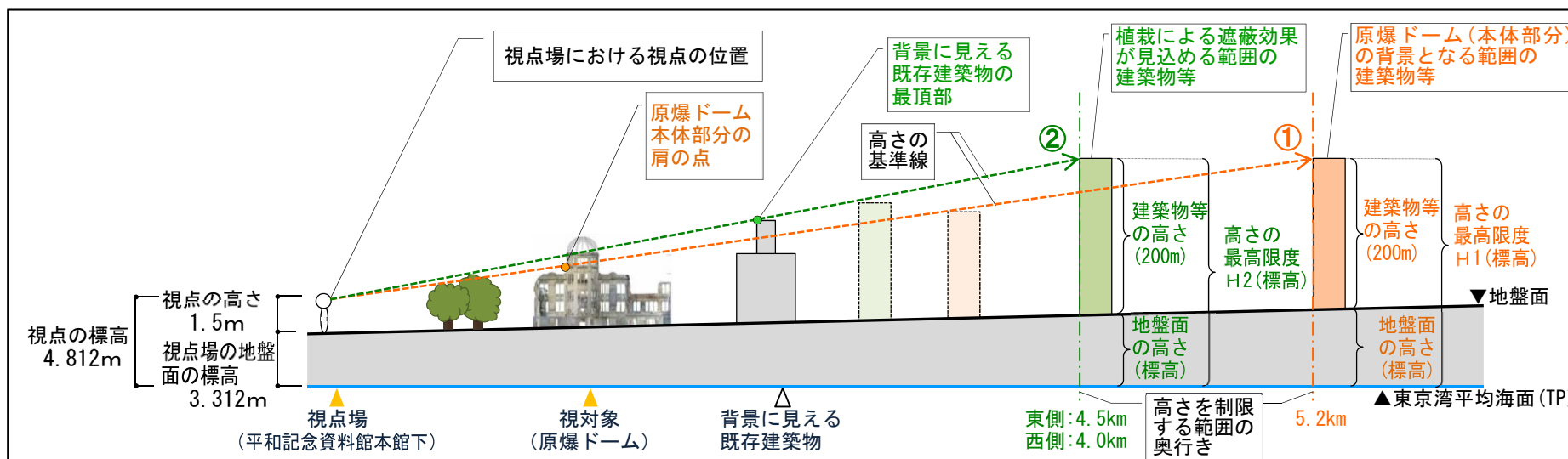


図1 高さ制限のイメージ図

オ 規制手法について

建築物、工作物及び屋外広告物が高さ制限の対象となるが、それぞれ次のような規制手法が考えられる。

建築物については、建築確認による規制の担保が最も有効であることから、高度地区といった都市計画法に基づく手法によることが適当である。

工作物については、法令上、いずれの手法によっても建築確認による規制の担保はできないが、建設が想定される工作物は公共事業や公益事業によるものであり、これまでの実績を踏まえると法令遵守の担保がなされることが考えられることから、現行の景観規制の手法である景観計画によることが適当である。

屋外広告物については、現行の屋外広告物条例の基準により規制することができることから、同条例によることが適当である。

なお、用途上又は構造上、設置がやむを得ないと認められるものについては、高さ制限の適用除外や、審議会等によるチェックを経る特例として整理を行うことが適当である。

また、総合的な観点から、景観計画において南北軸線上の眺望景観の保全・形成の趣旨等を位置付けておくことが考えられる。

カ 植栽による遮蔽効果等について

平和記念公園内の植栽計画の詳細な検討の際には、背後の建築物等を遮蔽することのほか、視対象である原爆ドームに視点場からの視線を誘導するような樹木の配置を考慮することを求める。

(2) 原爆ドームの背景となる阿武山の取扱い

阿武山（安佐南区八木町 視点場から約 12 kmに位置）は、地形や土地利用制限の状況から、工作物等の建設・設置の可能性は低いと考えられるが、その山頂付近は原爆ドーム左側直近部の背景となるため、原爆ドームの背景に見えるものは建設・設置しないことを基本とするのが適当である。（図 3）

建築物、工作物及び屋外広告物が建設・設置の制限の対象となるが、それぞれ次のような規制手法が考えられる。

建築物及び工作物については、建設が想定されるのは公共事業や公益事業によるものであり、これまでの実績を踏まえると法令遵守の担保がなされることが考えられることから、現行の景観規制の手法である景観計画によることが適当である。

屋外広告物については、現行の屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置を禁止する地域に指定することにより規制することができることから、同条例によることが適当である。

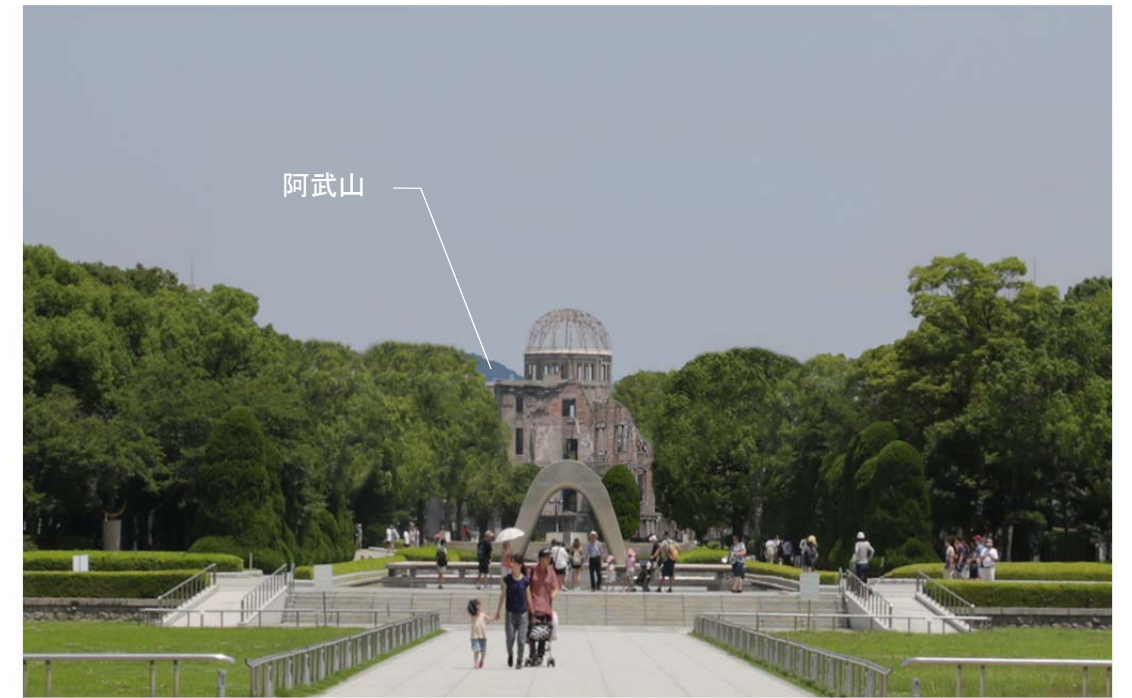


図 3 目指すべき姿

（南北軸線上の眺望景観の原爆ドームの背景として大切にすべき範囲内において、建物が何も見えない姿。植栽により一部の建物を遮蔽したもの。）